

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項 目 名	税制全体のグリーン化の推進		
税 目	環境関連税制等		
要 望 の 内 容	2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や、同日に我が国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した新たな削減目標（NDC）においては、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、2013 年度比で 2035 年度 60%減、2040 年度 73%減という目標が設定されたところである。これらの削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での取組の推進が必要であるが、特に、「成長志向型カーボンプライシング」に関しては、今年 2 月に、排出量取引制度の詳細設計や化石燃料賦課金の基本的考え方等を盛り込んだ「GX2040 ビジョン」が示されるとともに、今年 5 月に改正 GX 推進法が成立したところであり、これらに基づき、本構想の着実な実現・実行に取り組む。 また、「第六次環境基本計画」に基づく、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を通じた「循環共生型社会」の実現に向けて、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。		
	（地球温暖化対策） ○ 税制全体のグリーン化 平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等に関して、「当分の間税率」の廃止について結論を得る際には、同等以上の環境保全効果を確保するための措置を併せて講じなければ二酸化炭素排出量の増加が見込まれ、我が国が国際社会に対し掲げる温室効果ガス削減目標（NDC）の着実な達成に支障をきたすおそれがあることから、税制のグリーン化を進め、我が国の排出量全体の削減につながるような制度設計を求める。		
	（自動車環境対策） ○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。また、令和 7 年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置を求める。		
	（住宅の脱炭素化） ○ 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年ネット・ゼロの実現に向け、省エネ性能の高い住宅の普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。 (2) 施策の必要性 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）で、「目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく。」とされており、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。 とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロの実現に向けた重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。 また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	9. 9-1. 経済のグリーン化の推進
		政策の達成目標	自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然

			として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとする事で、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17～令和 7 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。